

皆野高等学校生徒心得

学校生活について

学校は、真理を求め、平和を愛する人間の本性に基き、生徒の人格を陶冶し、よりよき社会を形成する能力を養う場所である。

生徒は学校の教育目標を体得し、教育方針に従って、より高き人間となり、教師とともによりよき学園を作らなければならない。

そのために、共に考えた「定め」を十分守ると同時に、よりよき「定め」が作られるよう努力を致さなければならない。

1 校内生活

学校は共同の勉強の場であるから、秩序を重んじ、礼儀を正し、奉仕の精神をもって行動しなければならない。

- (1) 諸願、届などの手続は社会生活にも必要なものであるから、完全に行うこと
- (2) 生徒の行動に関する「定め」は忠実に守ること
- (3) 願、届について

(a) 学則による願書の他、下記に該当する場合は保護者連署をもって、ホームルーム担任を通じ校長に届けること

- 1 生徒又は保護者が氏名を変更した場合
- 2 生徒又は保護者の現住所、寄宿先が変更になった場合
- 3 保証人を変更した場合
- 4 欠席、遅刻、早退、欠課した場合（様式第1号）

ただし一週間以上にわたる病欠の場合は、医師の診断書を添えること

- 5 近親者に死亡した者のあった場合

忌引期間は下記の通り

死亡した者	忌引日数
父・母	5日
祖父母・兄弟姉妹	3日
伯(叔)父母・甥・姪	1日
同一世帯にある者	1日

(b) 諸 願

下記に該当する場合は、ホームルーム担任又は部顧問を通じて校長に願い出ること

- 1 生徒会で行事を行う場合
- 2 部活動で行事を行う場合
- 3 会合をする場合
- 4 掲示物、印刷物を掲示、配布する場合
- 5 旅行をする場合（様式第2号）
- 6 アルバイトをする場合（様式第3号）
- 7 異装する場合（生徒手帳記入）
- 8 在校時に校外に外出する場合（生徒手帳記入）
- 9 校外行事に参加する場合（生徒手帳記入）

2 校外生活

校外においても生徒の本分を忘れず、本校生徒であることを自覚し、高校生にふさわしい言行をすること。

- (1) 交通法規を守り、身体の安全に心がけること
- (2) 外出の際は、行先、帰宅時刻等を明示し、自己の所在を明らかにしておくこと。また、夜間の外出はさけ、父母の許可なくして外泊してはならない
- (3) 不健全な飲食店、娯楽場に入出入してはならない
- (4) 映画、音楽、演劇等は健全なものを選び、観覧の際は生徒らしい態度でのぞむこと
- (5) 未成年者の飲酒、喫煙、薬物等の乱用は法にもふれ、身体の発育にも悪影響があるので、絶対にさげなければならない